

○福島市集会所建設費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、町内会等が地域住民の集会のために使用する施設（以下「集会所」という。）を新築、増築、改築、改修及び修繕、給排水衛生設備改修、または購入する場合において、その事業費の一部を助成し地域住民の福祉向上に寄与するため、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(用語)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築とは、新たに集会所を建設すること、又は既存の集会所を全面改築することをいう。
- (2) 増築とは、既存の集会所の床面積を増加させて建築することをいう。
- (3) 改築とは、既存の集会所の一部を除去し、これと規模、構造の著しく異なるものを建築することをいう。
- (4) 改修とは、既存の集会所の劣化した一部又は全体の性能及び機能を初期の水準以上に改善することをいう。
- (5) 修繕とは、既存の集会所の劣化した一部又は全体の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復することをいう。
- (6) バリアフリー改修とは、既存の集会所を、高齢者や障がい者等が手すりの取り付けや段差解消などにより、安全に利用しやすくするため改修することをいう。
- (7) 給排水衛生設備改修とは、既存の集会所が公共上下水道を利用するため設備を改修することをいう。
- (8) 購入とは、集会施設として専用される建物を購入することをいう。

(補助対象及び補助金の額等)

第3条 補助対象及び補助金の額等は、次のとおりとする。

建築区分	補助要件	補助対象事業費	補助額
新築	<p>(1)町内会等の世帯数が、原則として30世帯以上であること。(地理的条件により周辺地域との共同設置又は共同利用が著しく困難な地域についてはこの限りでない。)</p> <p>(2)建築面積が、33平方メートル以上であること。</p> <p>(3)建築するための用地が確保されていること。</p>	<p>(1)補助対象事業費は、本体、電気、ガス、給排水衛生設備の工事及び建物の購入に要する経費とする。</p> <p>(2)次に掲げる経費については補助の対象としない。</p> <p>①敷地の購入、整地等に要する経費</p>	<p>(1)補助対象事業費が1,500万円以下の場合 補助対象事業費の100分の35以内の額</p> <p>(2)補助対象事業費が1,500万円を超える場合 その超える額の100分の25の額に525万円を加算した以内の額</p> <p>※県の補助金等を利用する</p>

増 築	(1)増築する面積が、10平方メートル以上であること。 (2)補助対象事業費が、30万円以上であること。	②付帯工事に要する経費 ③備品等の購入に要する経費（エアコンの設置費用を除く）	場合は、下記計算式によって算出した金額を補助対象事業費とする。 (全体事業費－県補助金等) × (補助対象経費÷全体事業費) = 補助対象事業費 ※限度額650万円
改 築	(1)補助対象事業費が、30万円以上であること。		
改 修	(1)補助対象事業費が、30万円以上であること。		
修 繕	(1)補助対象事業費が、30万円以上であること。		
バリアフリー改修	(1)補助対象事業費が、3万円以上であること。(別表のとおり。)		
給排水衛生設備改修	(1)既存の集会所が、新たに公共上下水道を利用するため、給排水衛生設備の改修工事をするものであること。		
購 入	(1)町内会等の世帯数が、原則として30世帯以上であること。(地理的条件により周辺地域との共同設置又は共同利用が著しく困難な地域についてはこの限りでない。) (2)購入面積が、33平方メートル以上であること。		

2 補助金の算出によって得た額の1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(再補助の制限)

第4条 補助金を交付した集会所については、再補助はしないものとする。ただし、次の各号に掲げるものは、この限りでない。

- (1) 新築による補助金の交付後15年を経過したもの
- (2) 新築以外の増改築等による補助金の交付後10年を経過したもの
- (3) (4)～(7)に掲げる増改築等を行ったもの((4)～(7)以外で増改築を理由として補助を受けたものが、当該理由により増改築等を行おうとするものは除く。)
- (4) 町内会等の世帯数が、補助金の交付時より30パーセント以上増加したことにより増築を要するもの
- (5) 災害等により被害を受け改築、改修及び修繕を要するもの
- (6) バリアフリー化を目的とした改修をするもの
- (7) 新たな公共上下水道利用のため給排水衛生設備の改修をするもの
- (8) その他、市長が必要と認めた場合
(転売の禁止)

第5条 補助金を交付し、建築又は購入した集会所については、転売を禁止する。ただし、次の各号に掲げるものは、この限りではない。

- (1) 補助金の交付後10年を経過したもの
- (2) 災害等により被害を受け新たに建築又は購入を要するもの
- (3) その他、市長が必要と認めた場合
(申請書の手続き)

第6条 補助金の交付を受けようとする町内会等の代表者(以下「補助申請者」という。)は、補助金等交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算書
- (2) 建物の位置図、設計図面
- (3) 工事明細書、又は購入物件の見積書
- (4) その他、市長が必要と認める書類
(実績報告)

第7条 補助申請者は、事業が完了したときは、補助事業等実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 竣工写真
- (3) その他、市長が必要と認める書類
(収支報告)

第8条 補助申請者は、補助金の交付を受けたときは、速やかに補助事業等収支報告書を提出しなければならない。

(事務取扱細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事務取扱について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
(福島市集会所建設費補助金交付要綱の廃止)
- 2 「福島市集会所建設費補助金交付要綱」(昭和57年4月1日施行)は、廃止する。

附 則(平成22年4月1日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月25日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月12日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

【別表】

工事の名称	工事の内容
手すり等の取り付け	●手すり等を設置する工事
段差等の解消	●出入口の段差を解消する工事 ・玄関や部屋の出入口にスロープを設置する工事 ・敷居を撤去する工事 ・床を上げる工事 ●階段の勾配を緩やかにする工事
床材等の変更	●床やタイルを滑りにくくする工事 ●畳を床材等へ変更する工事 ●階段に滑り止めを行う工事
出入口の変更	●間口幅を広げるための工事 ●開き戸を引き戸、折れ戸等に取り替える工事 ●扉の取り替えに伴う壁又は柱の改修工事 ●ドアノブの変更、戸車の取り付け等の工事
便器等の取り替え工事	●和式便器を洋式便器に取り替える工事 ●洋式普通便座を暖房便座及び温水洗浄機付に取り替える工事
その他	●その他市長が必要と認める工事